

規則

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第三十七号

埼玉県自転車競走実施規則の一部を改正する規則

埼玉県自転車競走実施規則（昭和三十八年埼玉県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項の表西武園競輪場の項中

第五十四条第二項の表西武園競輪場の項中		
を	本場以外	
	特別観覧席	ロイヤル席
三〇〇円		二、〇
	特別観覧席	三

〇〇円	〇〇円
に改める。	

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。